

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年7月25日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年7月17日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

市民活動支援課 岡田課長、宮内主事

3 件名

白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能としての今後の在り方検討に関する報告書について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・報告書は、あくまでも庁内検討委員会の検討結果であり、市の方針ではないということによいか。  
 →平成30年度の予算執行上の留意事項として市長指示事項があったことから、庁内検討委員会を組織して検討したものであり、あくまでも今後の在り方の方向性の一つとして、検討した結果である。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 市民活動支援課

件名	白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能としての今後の在り方検討に関する報告書について					
内容	<p><b>【報告書の位置付け】</b> 本報告書は、関係課職員で構成する「白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会」が作成したもので、今後の白井第二小学校区の公共施設等の在り方を検討するための基礎資料とするものである。</p> <p><b>【検討の経緯】</b> 平成30年4月2日付け白財号外において、平成30年度の予算執行上の留意事項について通達があり、平成30年度の市長指示事項の一つに今年度中に公共施設等の在り方の検討として、「白井第二小学校について地域の拠点としての在り方を検討し、平成30年度中に今後の方向性を提示すること。検討にあたっては、公民センターの拠点機能についても併せて整理すること。」との指示があったことから検討したものである。</p> <p><b>【検討方法】</b> 白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会を設置し検討した。</p> <p><b>【庁内検討委員会の検討結果概要】</b> 白井第二小学校は、公民センターと比べて白井第二小学校区域の中央部に位置し、地域住民が集まりやすい場所にあることから、将来的には地域の拠点としていくことが望ましい。しかし、校舎の構造上の問題やセキュリティなどの問題のほか、余裕教室がない状況を考慮すると、現状のままでは地域の拠点とすることは困難である。 地域の拠点とするには、敷地内に別棟を建設するか、校舎の改修工事が必要となることから、公共施設・学校の最適配置等検討方針を踏まえ、引き続き検討することが望ましい。 公民センターは、管理運営業務は市が継続して行う。なお、白井第二小学校区にまちづくり協議会が設立されている場合は、指定管理者に委託する。食堂スペースは別用途を検討する。図書室、児童ルームは原則廃止する。出張所は廃止の方向性とする。 結論としては、白井第二小学校は地域拠点の活動拠点として、公民センターは白井工業団地内の企業が利活用する拠点とすることが望ましいが、すぐに白井第二小学校に活動拠点を移すことは困難であるため、当面の間、公民センターの諸室の再配置を行う。</p> <p><b>【今後の進め方】</b> 来年度に公共施設マネジメント課が開催する「第2小学校区の公共施設に関する意見交換会」の際に庁内検討委員会の検討結果を説明し、市民から意見をいただくこととする。 結果については、行政経営戦略会議に報告する。</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	公民センターの今後の方向性として、市が継続して管理運営業務を行う場合、自主事業は行わないとしているが、現在は自主事業を行っているため、自主事業を行わない理由を行政経営戦略会議で説明すること。					
スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	無	
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (				) まで
参考情報	関係法令等					
	関係課	市民活動支援課、教育総務課、学校政策課ほか				
	事業費	千円 (うち特定財源				千円)

白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能としての今後の在り方検討に関する報告書

平成31年3月

白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会

## 本報告書の位置付け

本報告書は、関係課職員で構成する「白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会」が作成したもので、今後の白井第二小学校区の公共施設等の在り方を検討するための基礎資料とするものである。

## 1 検討の背景

平成 30 年 4 月 2 日、平成 30 年度の予算執行上の留意事項について通達があり、平成 30 年度の市長指示事項の一つに今年度中に公共施設等のあり方を検討することが挙げられ、白井第二小学校については、地域の拠点としてのあり方を検討し、今後の方向性を提示すること、また、検討に当たっては、公民センターの拠点機能についても併せて整理することが示された。

この市長指示を受けて、平成 30 年 7 月に庁内検討委員会を設置し、両施設が置かれた現状や課題、特に同地区の地理的な状況や地域資源を踏まえた上で、地域住民が集まりやすい場所であるかどうかに配慮し、今後の望ましいあり方について検討を重ねてきた。

## 2 両施設の現状と課題

### (1) 白井第二小学校

#### ①現状

白井第二小学校は、白井第一小学校と共に昭和 10 年に創設され、平成 30 年度で「創設 83 年」となる市内で最も歴史のある小学校のひとつである。現在の校舎は、昭和 52 年に「鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て（延べ床面積 2,668 m<sup>2</sup>）」として建築され、本校・分校の統合という節目の平成 15 年には新・耐震基準に適合するための耐震補強と普通教室のオープン化を中心に広範囲かつ総合的な整備を行った。

また、市内の小学校で最も広い通学区域であり、通学区域の土地利用の観点から新たな児童の増加が見込めない状況が長く続いて来た中、児童数は年々減少してきている状況で、平成 28 年度に在籍児童数が 100 名を割り込むこととなった。

主な校舎施設の概要は、次のとおり。

## ア 施設概要

- 校舎 1 棟 建築年月 昭和 52 年 2 月

主な諸室

- 普通教室：6（ワーキングスペースや談話コーナーが隣接）
- 個別支援教室：2
- 特別教室：6  
（音楽室、家庭科室、図工室、理科室、図書・CPU 室、視聴覚室）  
※1 階の図書・CPU 室に地域開放用玄関があり、廊下にはセキュリティ用の区画シャッターを備えている。
- 学童保育室：1
- 管理諸室：4（校長室、職員室、保健室、事務室等）
- その他：2（多目的室）  
バリアフリー対策：EV、多目的トイレ、玄関スロープ  
エコ対策：太陽光発電設備（30kW 相当）

※ これまでの主な工事費の合計 809,450 千円

- 体育館 1 棟 建築年月 昭和 54 年 3 月

H21 年度に耐震改修工事を行い、地下道でつながっている。

※ これまでの主な工事費の合計 156,378 千円

- プール 1 施設（25m×15m）

H31 年度から市民プールで授業を行うため、使用しなくなる。

- 駐車場 1 面

30 台（うち 1 台は身障者用）

（防災設備）防災倉庫：1、防災井戸：1

## イ 管理形態

- 教職員数：13 人
- 用務員：1 人（非常勤 29H/週 時給 900 円）
- コスト

9 款 2 項小学校費における平成 30 年度当初予算額については、市内 9 校分の管理・運営・改修等に対応するため、「学校管理費」「教育振興費」「学校建設費」として、306,062 千円を計上しているが、第二小学校だけに係る経費を抜き出すことは困難な状況となっている。

## ウ 学校運営

白井第二小学校は、全校児童数が 100 人未満である第二小学校の特色を生かした「児童への効果的な指導が可能」、「学年を超えた児童の関わりができる」、「学校施設（グラウンド、体育館等）の有効活用ができる」等の教育活動を展開する中で児童数の適正化を図るため、平成 29 年度に「小規模特認校に指定」し、平成 30 年度入学児童 14 名中 5 名が、「小規模特認校」制度を利用しての入学となり、今後も「小規模特認校」制度は続ける予定としている。また、「魅力ある学校づくり」の施策の一環として、平成 31 年度から「学童保育所」が開設されることから、第二小学校では「未来に夢を持ち、たくましく生きる児童の育成」を学校教育目標として、「確かな学力プラン」「豊かな心プラン」「健やかな体プラン」の取り組みを行うことにより、特色ある教育活動の充実を図っていくこととしている。

### ②課題

#### （地域の拠点を整備する場合の課題）

- ・白井第二小学校では、児童の安全面を考慮して、児童の動線とその他市民との動線を分けたいと考えているので、学校運営上難しいと思われる。
- ・校舎内外（多目的室の利用 or 別棟を建てる）に関わらず、拠点整備費用が発生する。  
※改修費用をかけて利用されず活性化しなかった場合のリスクは大きい。
- ・校舎内を活用して地域の拠点を整備する場合は、現在、余裕教室がないため、地域への開放は難しい状況である。但し、図書室と CPU 教室については将来的な地域への開放を想定した整備がされている。また、校舎外の学校敷地内とした場合は、スペースを確保できるか検討する必要がある。

## （2）公民センター

### ①現状

公民センターは、市民相互の交流及び連帯意識の向上を図る目的で設置した施設で、白井第二小学校区の地域コミュニティの活動拠点施設となっている。

## ア 施設概要

開 館 平成5年5月

機 能 市役所出張所、コミュニティ施設（※）、児童ルーム、図書室

駐車場 28台

(※) 会議室、相談室、作法室、集会室、視聴覚室、調理実習室、  
レクリエーションホール

休館 日曜日、祝日、年末年始

これまでの主な工事費の合計 175,850千円

#### イ 管理形態（平成30年度実績）

- ・体制 再任用職員 4名  
非常勤職員 7名  
(内訳：事務補助 2、児童厚生員 2、用務員 1、夜間 2)
- ・コスト
  - ・人件費 20,560千円  
(内訳：職員 15,675千円、非常勤 4,885千円)
  - ・光熱水費 2,285千円  
(内訳：電気 1,557千円、ガス 682千円、下水道 46千円)
  - ・委託料 2,861千円  
(内訳：施設警備 161千円、電気工作物保守点検 169千円、  
清掃業務 945千円、給水設備点検及び水質検査  
296千円、空調設備フィルター清掃業務 251千円、  
エレベーター保守点検 636千円 他)

ウ 利用状況 主に白井工業団地協議会で検診や安全大会の他、研修会等で利用  
※食堂は、平成30年4月に閉店 ⇒ センター内の駐車台数が限られている中で、利用者により駐車場が占有され、車による食事の来場が困難であったことも経営悪化に結び付いた要因の一つであると考えられる。

#### ②課題

自治会単位での地縁関係の繋がりが強く、世代間に応じた交流が盛んであるとともに、地域での話し合い、地域のルールを決めていくことに対する参加意欲は高いが、その一方で白井第二小学校区単位といった広域での活動意識は希薄化している。

センター全館利用率は、平均 13%と低く・利用者の固定化している傾向にあり、年間コスト約 25,700千円との費用対効果をどう考えるか。

また、市内の小学校区の中でも高齢化が進み人口が減少しており、市役所や公

公共交通の各駅まで遠く利便性が悪い。

- ・自治会の集会所を優先利用しているため、サロンや講座の参加者が少ない。
- ・白井工業団地協議会事務局とのコスト面を含めた調整
- ・白井工業団地協議会の検診や安全大会の集会や研修会は、公民センターを除いて実施可能な施設は白井第二小学校区にないため、センターを取り壊した場合は、これまで利用していた企業から要望がでてくると思われる。

### 3 今後の方向性

白井第二小学校は、公民センターと比べて白井第二小学校区域の中央部に位置し、地域住民が集まりやすい場所にあることから、将来的には地域の拠点としていくことが望ましい。しかしながら、本校を地域の拠点として整備していくには、白井第二小学校は、市内で唯一在籍児童数が100名未満の学校ではあるが、これまで記したとおり、今後も小規模特認校制度を活用し1学年1クラスの体制を維持しつつ、規模性・地域性を生かした魅力ある学校づくりを進めていく予定であることから、当面「余裕教室」が出来る可能性は低く、校舎施設を活用しての「拠点施設の整備」は難しい状況であると思われる。但し、図書・CPU教室については将来的な地域への開放を想定した整備がされている。

また、校舎の構造上の問題やセキュリティなどの安全面の制約など、学校における管理運営形態を考慮すると地域の拠点とすることに関しては困難な状況にある。校舎内や敷地内に別棟を建てる場合は、新たに、拠点整備費用が発生するため、市の財政状況を勘案しつつ、今後、同校で展開している小規模特認校の状況や児童数の推移を注視していく必要があるほか、現在市で検討している公共施設・学校の最適配置等検討方針を踏まえながら、引き続き、地域拠点としていくことの検討をしていくことが望ましい。

一方公民センターのあり方を検討する上では、市の直営施設であることから、次の視点に留意して方向性を示す必要がある。

- 1 施設の利用状況からの視点
- 2 施設の機能からの視点
- 3 施設の劣化からの視点
- 4 管理運営形態からの視点
- 5 受益者負担からの視点

上記の5つの視点から、公民センターは利用率が低いことや年間に掛かるコストを考慮すると、市の施設として適正な管理運営方法の改善を含めて、市の直営施設としてのあり方の検討が直近の課題となっている。公民センターにおい



ては、当地区の大きな地域資源である工業団地（工業団地協議会含む）との関わりをはじめ、公民センター機能としての出張所、コミュニティ施設、児童ルーム、図書室のほか、センター内に活動拠点を有している地区社会福祉協議会への対応について個別に検討していく必要がある。

なお、公民センターは、これまで老朽化等により多額の改修費用が掛かっており、資産価値も3億4,759万円（H29末総価値額）あることを十分考慮した上で方向性を示す必要がある。

当委員会での検討にあたり、当初は、市が公民センターから撤退して、公民センター機能の一部を白井第二小学校に移転させることや公民センターを居抜きで売却することも視野に入れた検討をしてきたが、白井第二小学校の現状に加え、公民センターの資産価値等を鑑みると現時点においては、公民センターにおける市の機能は縮小し、現施設の有効利用とコスト削減を図ることが重要である。

今後の方向性としては、管理運営業務は市が継続して行う。なお、白井第二小学校区にまちづくり協議会が設立された場合は、費用対効果などを踏まえながら、指定管理者制度も含めて管理運営形態を検討する。

現在未使用となっている食堂については、利活用の一つとして、地区社会福祉協議会や（仮称）まちづくり協議会の事務所機能に改修するなど他の用途として活用することを検討する。

なお、図書室や児童ルームは、これまで市において専門職を配置してきたが、これらの施設は、利用者が少ないことを考慮して原則廃止する。

出張所機能に関しては、マイナンバーカードを普及させる目的からも廃止する方向性にする。

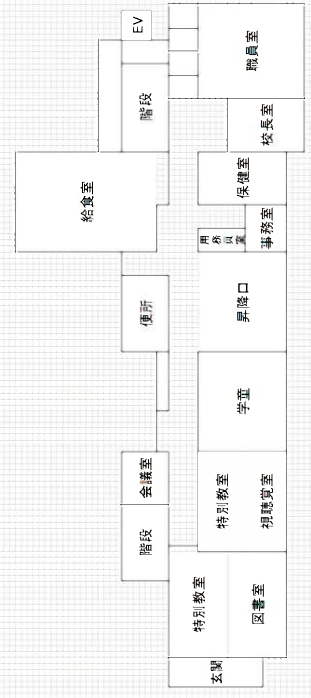
これらのことを踏まえ、白井第二小学校は地域住民の活動拠点として、また、公民センターは、白井工業団地内の企業が利活用する拠点としていくことが望ましいが、白井第二小学校に活動拠点を移すことは直ぐには困難であるため、当面の間、公民センター内の諸室の再配置を行っていく必要がある。

本報告書では、二つの施設における現時点での望ましいあり方を示したが、庁内検討委員会で検討した一つの選択肢であり、現在、市で検討中の「公共施設的最適配置等検討方針」との調整のほか、今後具体的に検討を進めていく段階では、白井市市民参加条例に沿った手続きを採り入れていく必要がある。

白井第二小学校

1階	
----	--

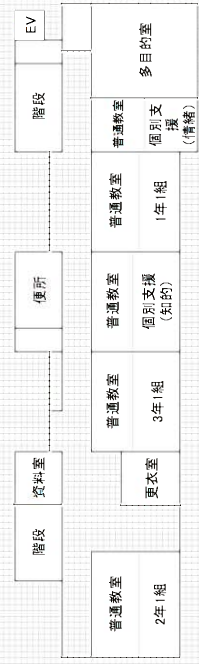
普通教室	0
特別教室	2



普通教室	8
特別教室	6

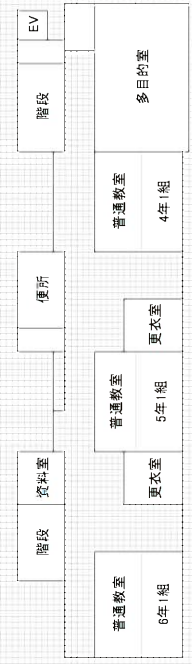
2階	
----	--

普通教室	5
特別教室	0



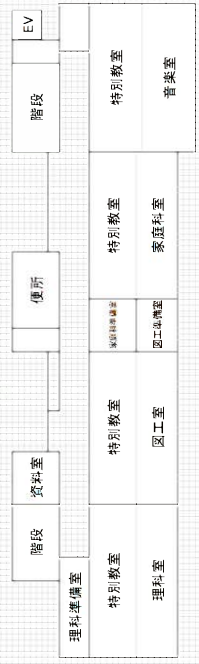
3階	
----	--

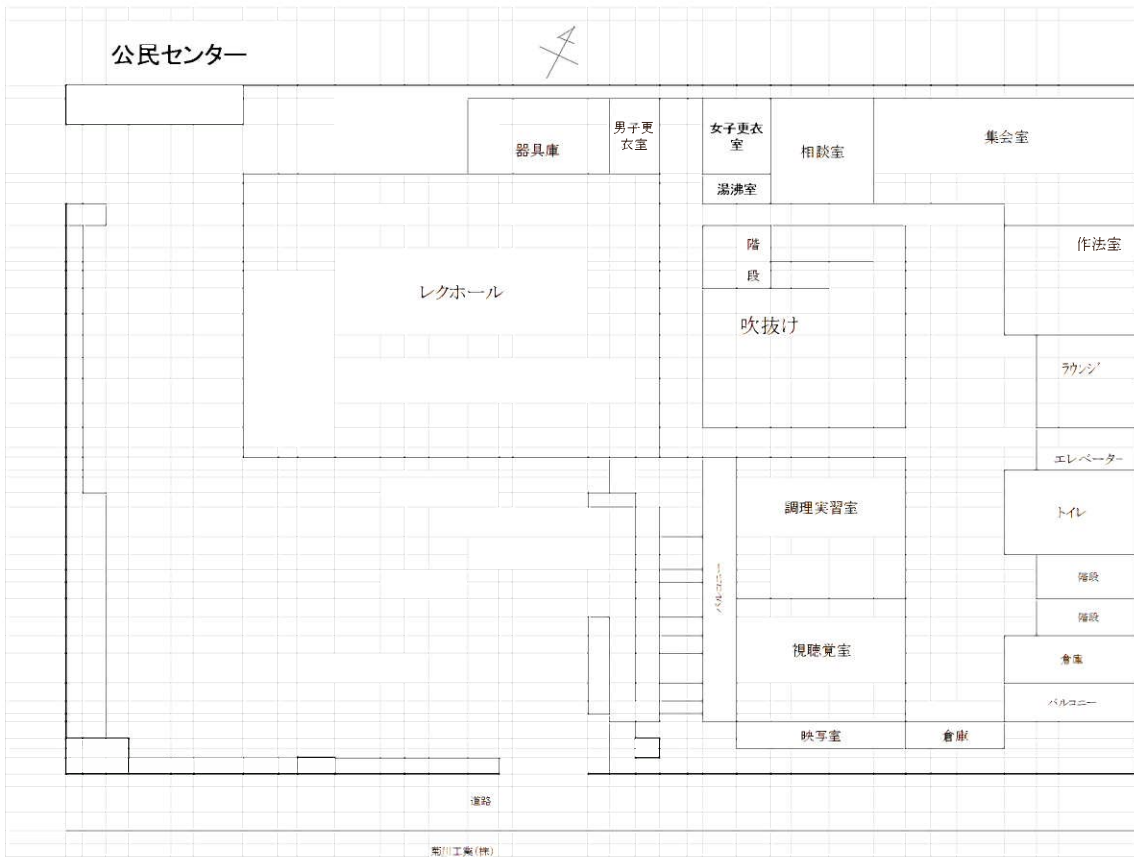
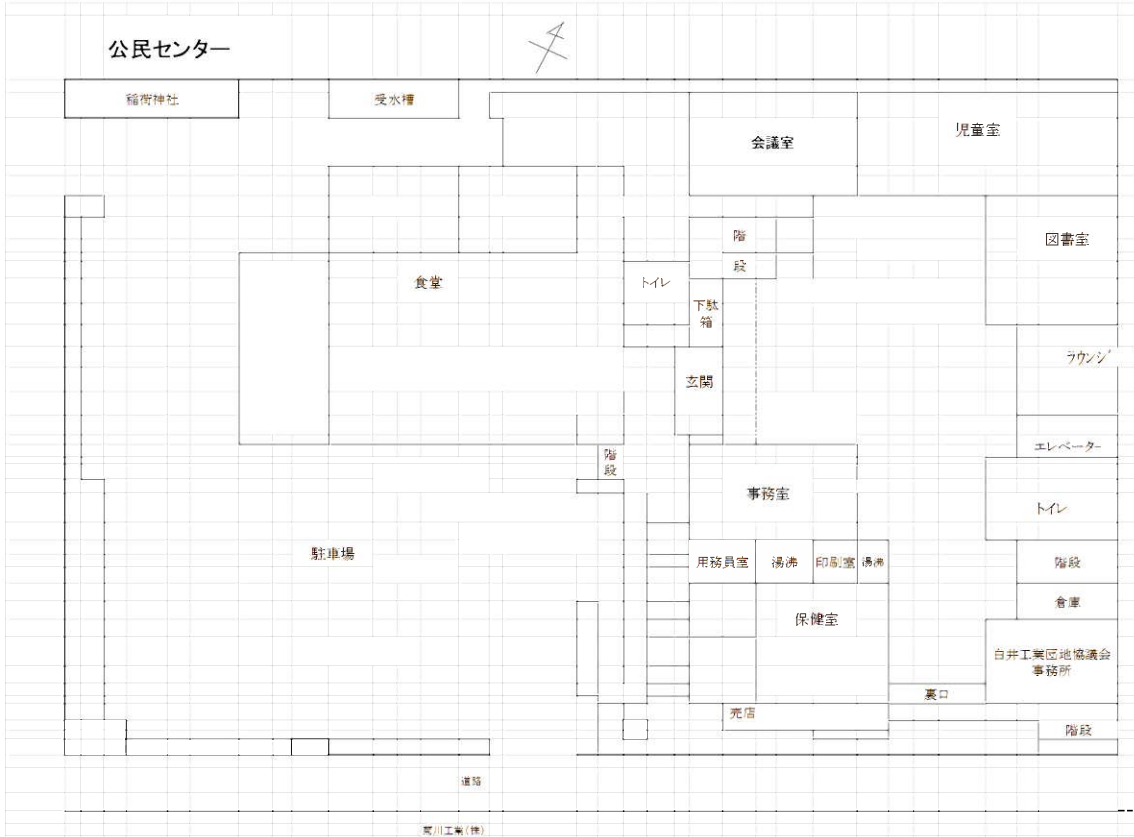
普通教室	3
特別教室	0



4階	
----	--

普通教室	0
特別教室	4





●白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る  
 庁内検討委員会委員名簿

2018/7/20

部 名	課 名	職 名	氏 名	備 考
総務部	管財契約課	主 査	落合一矢	施設管理
	行政経営改革課	主任主事	佐藤 和範	公共施設総合管理計画
市民環境経済部	市民活動支援課	副センター長	折山 郁子	公民センター所管課
	産業振興課	主任主事	綿崎 裕之	白井工業団地協議会
福祉部	社会福祉課	主査補	村田 篤史	地区社会福祉協議会
健康子ども部	保育課	主任主事	小池 康夫	学童保育
教育部	教育総務課	副主幹	横山 浩	白井第二小学校（施設）
	学校政策課	主 査	奥村 敏直	白井第二小学校 （教育活動の運用）
	生涯学習課	主査補	青木 賢一	放課後子ども教室 公民館

事務局	市民活動支援課	課 長	岡田 光一
		副主幹	池内 一成

●白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能について検討するため、白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に係る庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、白井第二小学校の地域拠点としての在り方及び公民センターの拠点機能に関して検討することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課から当該課長が指名する職員をもって組織する。

2 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民環境経済部市民活動支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

部名	課名	備考
総務部	管財契約課	施設管理
	行政経営改革課	公共施設総合管理計画 行政経営改革実施計画
市民環境経済部	市民活動支援課（公民センター）	公民センター所管課
	産業振興課	白井工業団地協議会
福祉部	社会福祉課	地区社会福祉協議会
健康子ども部	保育課	学童保育
教育部	教育総務課	白井第二小学校（施設）
	学校政策課	白井第二小学校 （教育活動の運用）
	生涯学習課	放課後子ども教室 公民館